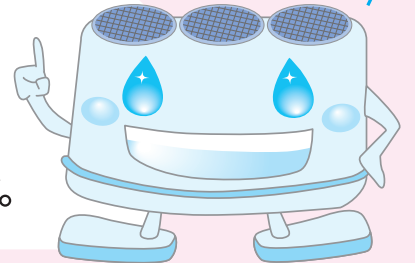




「保守点検」「清掃」とあわせて「法定検査」を受けましょう

清掃は年1回以上必要だよ!

生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしている浄化槽。浄化槽は、微生物の働きで汚水を浄化しているため、日頃の維持管理が重要です。

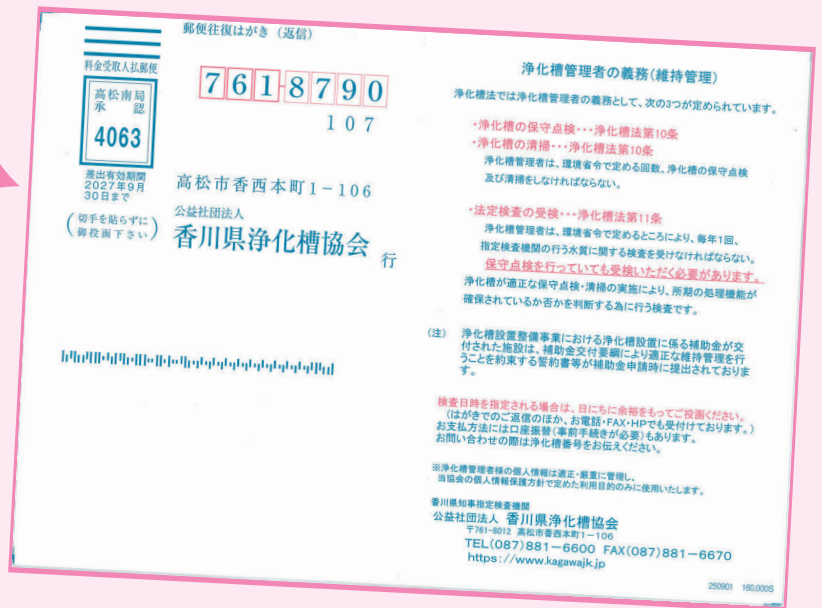
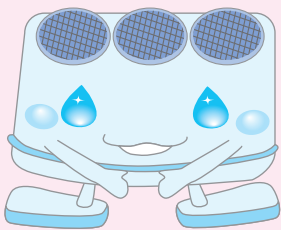


維持管理として保守点検と清掃、法定検査の3つが浄化槽法で義務付けられています。

「保守点検」と「清掃」は、浄化槽をきちんと動かすための作業ですが、「法定検査」は浄化槽管理者が適正に維持管理を行い、浄化槽での汚水処理が正常に機能していることを、BOD(生物化学的酸素要求量)を指標とする水質検査などにより、第三者機関である知事指定検査機関が判断するものです。

年1回の検査が義務付けられており、検査時期がきましたら、「公益社団法人香川県浄化槽協会」から受検案内が送付されますので、必ず申込手続きを行っていただきますようお願いいたします。

法定検査のWEB申込みはこちら



法定検査の申し込みや日程調整など、検査の実施に関するお問い合わせ

香川県知事指定検査機関
公益社団法人香川県浄化槽協会



087-881-6600

その他の

お問い合わせ先

香川県環境森林部循環型社会推進課
・県内全域

☎ 087-832-3225

東讃保健福祉事務所 環境管理室
・さぬき市 ・東かがわ市
・三木町 ・直島町

☎ 0879-29-8273

小豆総合事務所 環境森林課
・小豆島町 ・土庄町

☎ 0879-62-2731

中讃保健福祉事務所 環境管理室
・丸亀市 ・坂出市 ・宇多津町 ・綾川町
・琴平町 ・多度津町 ・まんのう町

☎ 0877-24-9966

西讃保健福祉事務所 環境管理室
・観音寺市 ・三豊市

☎ 0875-25-6431

高松市下水道業務課
・高松市

☎ 087-839-2720

善通寺市都市計画課
・善通寺市

☎ 0877-63-6317

浄化槽の維持管理

浄化槽管理者(設置者)には、保守点検・清掃・法定検査の受検の

3つが浄化槽法で義務付けられています。

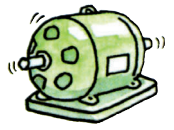
法定検査は、保守点検とは趣旨や目的が異なることから、保守点検を行っていても**別に受ける必要**があります。

保守点検

浄化槽の機能の診断



ブロワ、モータ等の点検



汚泥の調整・移送



消毒剤の点検・補充



- 浄化槽は微生物により汚水を処理しているため、「生き物」として日常の維持管理を行う必要があり、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
- 保守点検は、香川県(高松市内は市)の登録を受けている保守点検業者に委託しましょう。

清掃

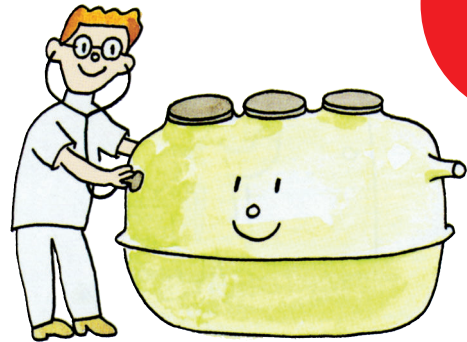


- 浄化槽を使用していると、汚泥などがたまってきます。たまりすぎると悪臭が生じたり放流水質が悪化します。
- 清掃では、浄化槽内部にたまった汚泥などを抜き取ります。
- 清掃は、各市町の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。
- 清掃は、年1回以上の実施が必要です。

(注)BOD：

水の汚れの状態を示す指標です。数値が大きいくほど水が汚れていることを示します。

法定検査



- 法定検査とは、浄化槽管理者が適正に維持管理し、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、BOD(生物化学的酸素要求量)^(注)を指標とする水質検査等により、第三者機関が判断するものです。したがって、日常の維持管理を行う保守点検とは趣旨や目的が異なります。
- 浄化槽にとって、保守点検や清掃は、いわば日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたります。
- 香川県では、公益社団法人香川県浄化槽協会が知事指定検査機関として、法定検査を実施しています。

イラスト出典：
(一社)全国浄化槽団体連合会の出版物より